

## レンタサイクル利用承認申請書

レンタサイクルを利用したいので、下記「**利用上の注意**」に同意し次のとおり申請します。

申請者	住所 Address	〒      —		
	フリガナ 氏名 Name		電話番号 Telephone Number	自宅      —      — 携帯      —      —
	生年月日 Date of Birth	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦      年      月      日 <span style="display: block; text-align: center; font-size: small;">Year      Month      Day</span>		
利用台数	大人用      台（身長 144 c m 以上）、      子ども用      台（身長 117 c m 以上）			
予約番号		返却予定時刻      時      分頃		

※ 午後 4 時 3 0 分以降の返却は原則できません。

本人確認（免許証・保険証・学生証・マイナンバーカード）

レンタサイクルの <b>利用上の注意</b> （概要） レンタサイクルは、皆様のご協力により運営されます。ルールを守り、適正にご利用してください。	
	確認欄
1 申請書に虚偽の記載をしたり、不正利用をしたりした場合、利用の承認を取り消します。	<input type="checkbox"/>
2 スタッフが安全点検を直前に行っておりますが、念のため各自でも安全点検を行なってください。	<input type="checkbox"/>
3 利用期間中の自転車の管理は各自で適正に行なってください。	<input type="checkbox"/>
4 利用中に発生した事故等への補償に対しては、 <u>裏面の利用規約（抜粋）を必ずお読みください。</u>	<input type="checkbox"/>
5 自転車が故障したときは、緊急連絡先に連絡し、スタッフの指示に従ってください。利用者が独自に修理した場合の修理代等はお支払いできません。	<input type="checkbox"/>
6 利用可能時間を過ぎても返却しない場合、利用中であっても自転車を回収し、以後の利用をお断りする場合があります。	<input type="checkbox"/>
7 法令等に違反して利用したときは、法的措置をとらせていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>

スタッフ記入欄

貸出番号    1    2    3    4    5    6    7    8    9    10    号車（○をつける）

一般社団法人袖ヶ浦市観光協会  
〒299-0262 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1  
袖ヶ浦市役所 5 階

**TEL:** 0438-62-3436

**E-mail:** [info@sodegaurakanko.org](mailto:info@sodegaurakanko.org)

レンタル料          円
--

袖ヶ浦市観光協会 レンタサイクル利用規約（抜粋）

■故障/盗難

第13条

利用者は、故障またはバッテリーの充電切れが発生した場合には、直ちに運転を中止し、協会が指定する連絡先（以下「緊急連絡先」）へ連絡するとともにその指示に従うものとします。

第14条

利用者の責に帰すべき事由により、自転車及びその備品（ヘルメットなど）に損傷が見られた場合、またスタッフがそれに対して修理が必要と判断した場合は協会が利用者へ修理費等を請求する場合があります。

第15条

利用者は、自転車の盗難などが発生した場合には、直ちに利用者自身が盗難の状況などを所管の警察及び緊急連絡先へ連絡するとともに、その指示に従うものとします。また、利用者の責に帰すべき事由により、自転車を盗難または紛失した場合、協会が利用者に対して損害金額を請求する場合があります。

■禁止行為

第16条

利用者は、利用期間中以下の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) レンタサイクルを利用申請者以外のものに利用させること
- (2) 無謀運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為
- (3) 歩行者等の通行障害となるような行為
- (4) レンタサイクルの構造・装置等の改造、取り外し及び変更
- (5) ヘルメット無着用での走行
- (6) その他、法令諸規則に反する行為

■事故

第17条

利用期間中に事故にあった場合、事故の規模に関わらず、法令上の措置をとるとともに、速やかに緊急連絡先へ連絡することとします。また、事故の処理・解決については利用者自身でとってください。協会が負う責任に関しては第19条に記すとおりです。

■怪我

第18条

利用期間中に怪我を負った場合、いかなる怪我においても速やかに緊急連絡先へ連絡するものとします。状況によっては第19条に定める補償を受けることができる場合があります。

■補償

第19条

利用期間中は、利用者及び自転車に各種損害保険を付帯するものとし、次の各号の限度内で補償するものとします。ただし、利用者が本規約に違反して発生した損害については補償されません。

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 利用者の死亡・重度後遺障害(1～4級)                   | 100万円 |
| (2) 利用者の入院(15日以上)                         | 10万円  |
| (3) 利用者が誤って他人を死亡させ、または重度後遺障害(1～7級)にしてしまった | 1億円   |
| (4) 利用者が誤って他人を怪我させ入院(15日以上)               | 10万円  |

\*具体的な補償条件・補償内容については三井住友海上火災保険株式会社が取り扱う「赤色TSマーク付帯保険」に従うものとします。